

# ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会 広報宣伝業務 企画提案実施要領

## 1 業務の目的

令和9年5月14日（金）から5月30日（日）に鳥取県を含む関西一円で開催する「ワールドマスタースゲームズ2027関西（以下「WMG」という。）」の成功に向け、広報キャラバン隊を組織し、県内各地でのPR活動を通して開催機運の醸成を図り、WMGの認知度向上及び県民の期待感を高め、県内大会開催に向け機運醸成を推進することを目的とする。

ついては、より効果的な広報活動を実施するため、同種の業務の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者と広報宣伝業務委託契約を締結する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務

### (2) 業務内容

ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務仕様書による。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 予算額

金3,510,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 成果物

ア 事業活動報告書（任意様式） 紙媒体2部、電子データ1式

イ PR活動の様子がわかる写真データ等を収録したCD-R 1式

ウ 納入場所は、ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

## 3 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、下記（1）～（7）の要件を全て満たす単独企業、又は共同企業体とする。ただし、共同企業体の場合には、下記（2）、（6）の要件については、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいこととする。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、および代表構成員またはその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

(3) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

(6) 過去に同種の広報宣伝業務を実施した実績があること（民間実績を含む）。

(7) 実行委員会と協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築のできるものであること。

#### 4 スケジュール

| 内容                    | 日付              | 対応様式     |
|-----------------------|-----------------|----------|
| 企画提案募集開始              | 1 0 月 2 4 日 (金) |          |
| 質問書提出期限               | 1 0 月 3 1 日 (金) | 様式 1     |
| 質問回答                  | 1 1 月 7 日 (金)   |          |
| 参加表明書等提出期限            | 1 1 月 1 2 日 (水) | 様式 2、3   |
| 参加資格確認結果通知            | 1 1 月 1 4 日 (金) |          |
| (参加資格不認可の場合) 理由説明要求期限 | 1 1 月 1 9 日 (水) |          |
| 企画提案書提出期限             | 1 2 月 1 日 (月)   | 様式 4、5、6 |
| 審査委員会開催               | 1 2 月上旬 (予定)    |          |
| 審査結果通知                | 1 2 月中旬 (予定)    |          |
| 契約締結                  | 1 2 月下旬 (予定)    |          |

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式1)に、必要事項を記入の上、電子メールにより送信すること。なお、送信後は、実行委員会あてに必ず受信確認の電話をすること。

##### (2) 受付期間

令和7年10月24日(金)から

令和7年10月31日(金)正午まで(必着)

##### (3) 回答

質問に対する回答は実行委員会ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansai-wmg/>)に公開する。

#### 6 参加表明書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 企画提案参加表明書(様式2)

イ 会社・団体等概要(様式3)

ウ 共同企業体協定書(写し)

※案でも可。案の場合は企画提案書の提出時に協定書の写しを提出すること。

エ 過去に同種の広報宣伝業務を実施した実績を確認することができる書類(契約書の写しなど)

##### (2) 提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)とする。

##### (3) 提出期限

令和7年11月12日（水）午後5時15分まで（必着）

（4）提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会（鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局関西ワールドマスタースゲームズ課内）

電話 0857-26-7910

電子メール kansai-wmg@pref.tottori.lg.jp

## 7 参加資格の確認

（1）参加資格の確認結果

6（1）の提出書類により、参加資格の確認を行い、その結果を令和7年11月14日（金）以降、書面により通知する。

（2）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

（3）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、令和7年11月19日（水）正午まで（必着）に、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

実行委員会は、書面提出後1週間を目途に書面によりその理由を説明するものとする。

## 8 企画提案書の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

（1）企画提案に必要な書類

ア 企画提案届出書（様式4）

イ 本業務実施フロー（様式5）

ウ 企画提案書

※A4判横型左綴じ、片面印刷20ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）

エ 企画提案書概要

※A4判横型、片面1ページ

オ 見積書（任意様式）

※イベント毎に、積算内訳を必ず明記すること。

※宛名は「ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会 会長 平井 伸治」とすること。

※見積書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

カ 個人情報の管理に係る申告書（様式6）

（2）提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）とする。

（3）提出期限

令和7年12月1日（月）午後5時15分まで（必着）

- (4) 提出部数  
正本1部、副本6部 計7部
- (5) 提出場所  
6(4)の場所

## 9 審査会の設置

- (1) 審査会の名称  
ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)
- (2) 構成人数  
審査委員の数は4名以上とし、県実行委員会事務局職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

## 10 評価方法

企画提案書の評価は、「ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対し、各審査委員が「ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務企画提案審査要領」(以下「審査要領」という。)の審査項目ごとに採点した点数(100点満点)の平均について、最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

## 11 最優秀提案者の選定方法

- (1) 10により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (2) 審査の結果、同点の場合は審査委員の合議によって最優秀提案者を選定する。

## 12 審査委員会

別途定める審査要領に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

- (1) 日時  
令和7年12月上旬を予定(日時等は、参加者に別途連絡する。)
- (2) 場所  
鳥取市内を予定(会場は、参加者に別途連絡する。)
- (3) プレゼンテーションの時間  
1提案者あたり35分以内(説明20分以内、質疑応答15分以内)
- (4) 説明者  
1提案者あたり4名以内(補助者を含む。)
- (5) 審査委員会に参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

## 13 審査結果

審査結果は、参加者全員(共同企業体の場合は構成員の代表者)に文書にて通知するとともに、鳥取県ホームページに、企画提案参加者数及び選定された者の名称を記載する。

## 14 契約の締結

(1) 契約の締結対象者

実行委員会は、審査委員会が選定した最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、ワールドマスターズゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務委託契約（以下「契約」という。）を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 15 その他

(1) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) この手続きの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、実行委員会に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第38条の規定を適用するが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。また、企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(6) 参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされていない場合は、辞退したものとする。

(7) 参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。

(8) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査委員会開催日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）前日の正午までに、辞退届（様式自由）を実行委員会に持参又は郵送により申し出ること。

(9) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 16 書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西鳥取県実行委員会事務局（関西ワールドマスターズゲームズ課内）

担 当：染谷

電 話：0857-26-7910

E-mail：kansai-wmg@pref.tottori.lg.jp

## 17 各種書類の交付

令和 7 年 10 月 24 日（金）から同年 12 月 1 日（月）までの間に、実行委員会のホームページから入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### （1）交付期間及び時間

令和 7 年 10 月 24 日（月）から同年 12 月 1 日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

### （2）交付場所

「16 書類の提出先及び問い合わせ先」に同じ